

豊富町消費者被害防止ネットワークについて

1. 趣 旨 町民の安全と暮らしの安心を確保するため、関係機関・団体が連携を強化して、地域ぐるみで消費者被害防止に取り組み、悪質業者等から町民の財産を守ることを目的に、活動の協力体制と情報の共有化を図るとともに、問題に迅速に対応するための方策や取り組みを協議する。
2. 主 催 豊富町
3. 構 成 豊富町、豊富町社会福祉協議会、豊富町民生児童委員協議会、豊富連合町内会、豊富町老人クラブ、天塩警察署（町駐在所）、豊富町商工会、郵便局、J A北宗谷、稚内信金豊富支店
4. 会 議 会議は、各関係機関・団体の代表者を招集して開催する。毎年定例会議を1回開催する。また、緊急性の高い事案が発生した場合など、必要に応じて臨時的に開催する。
5. 事務局 豊富町町民課
6. その他 この会議は、地域ぐるみで防犯活動に取り組むという趣旨のため、無報酬の会議とする。

～具体的な活動～

○被害者相談窓口の徹底（チラシ配布、広報PR）

稚内市消費者センター

○情報の共有

町民の情報をより早く正確に構成団体が把握し、連携して対応・予防する体制を整備する。（情報FAXの送受信や防災無線）

○予防対策

高齢者等の訪問時（民生委員・社協ヘルパー・町保健師等）にチラシを配布し、予防PRを行う。また、緊急性がある場合は広報車を利用し町内の啓発や個人宅へ訪問する。